

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○きょうと地域連携交付金交付要綱を廃止する告示 (自治振興課)	703
○保安林の指定施業要件の変更予定 (山城広域振興局、丹後広域振興局)	〃
○道路の区域決定 (中丹西土木事務所)	704
○道路の区域変更 (山城南土木事務所、丹後土木事務所)	〃

○道路の供用開始 (中丹西土木事務所)	705
公 告	
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局)	〃
○都市計画道路の変更のための案の縦覧 (都市計画課)	706
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所)	〃

告 示

京都府告示第504号

きょうと地域連携交付金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

きょうと地域連携交付金交付要綱を廃止する告示

きょうと地域連携交付金交付要綱（令和元年京都府告示第255号）は、廃止する。

附 則

- この告示は、令和 8 年10月 9 日から施行する。
- 令和 7 年度以前の年度分の交付金（この告示による廃止前のきょうと地域連携交付金交付要綱附則第 3 項に規定する補助金を含む。）については、同告示の規定は、なおその効力を有する。

京都府告示第505号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相楽郡和束町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
相楽郡和束町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、和束町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
与謝郡与謝野町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年10月 9 日から令和 8 年10月23日まで縦覧に供する。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路 線 名 市島和知線
- 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
福知山市三和町台頭小字田中83の3から	最小 8.0	m
福知山市三和町台頭小字田中8038の16まで	最大 17.3	38.5

- 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年10月 9 日から令和 8 年10月23日まで縦覧に供する。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路 線 名 天理加茂木津線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
木津川市州見台八丁目3から	前	最小 17.1 最大 41.6	m
木津川市州見台八丁目1まで	後	最小 17.1 最大 40.0	120.3

- 縦 覧 場 所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 道路の種類 府道
- 路 線 名 間人大宮線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考
京丹後市丹後町成願寺小字大門1286の2から	前	最小 4.3 最大 31.3	426.8	旧道の区域の廃止
京丹後市丹後町成願寺小字川向2317の1（右）を経て				廃道
京丹後市丹後町成願寺小字川向172の2（右）まで				延長 395.0m 幅員 最小 4.3m 最大 31.3m
京丹後市丹後町成願寺小字大門1286の2から	後	最小 11.4 最大 34.3	446.1	
京丹後市丹後町成願寺小字川向2325の1（右）を経て				
京丹後市丹後町成願寺小字川向172の2（右）まで				

- 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 8 年10月 9 日から令和 8 年10月23日まで縦覧に供する。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
2 路 線 名 市島和知線
3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市三和町台頭小字田中57の 4 から 福知山市三和町台頭小字田中809の 1 まで	令和 8 年10月 9 日
福知山市三和町台頭小字田中79の 1 から 福知山市三和町台頭小字田中8367の 2 まで	
福知山市三和町台頭小字田中83の 3 から 福知山市三和町台頭小字田中8038の 16 まで	

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

亀岡市西部土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 就任役員
(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市本梅町井手井水 5 の 1	早 田 亨 弘

亀岡市本梅町井手下早田11の 3	早 田 陽 祐
〃 〃 平松南垣内 3	森 敏 之
〃 〃 中野岩坂 3	中 村 俊 孝
〃 〃 〃 馬場坂12	中 村 昭 治
〃 〃 〃 清水口19	中 村 典 子
〃 大井町土田 2 丁目11の20 メディアス亀岡709号	數 井 保 博
〃 宮前町猪倉小作り11の 7	太 田 貴久男
〃 〃 〃 高芝24	藤 村 兵 治
〃 〃 宮川大端 9	西 田 貴 久
〃 〃 〃 西垣内10	西 田 貴 弘
〃 〃 神前狭間37	森 康 平
〃 〃 〃 障子42	森 修 一
〃 〃 〃 建ヶ谷12の 3	松 本 恵 子

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市本梅町中野寺垣内 3	中 村 正 弘
〃 宮前町猪倉高芝 3 の 2	田 中 茂 雄
〃 東本梅町赤熊西垣内49	日下部 雅 夫

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市本梅町井手下早田 9 の 1	早 田 義 孝
〃 〃 〃 梅原12の 1	竹 原 亨
〃 〃 平松南垣内13	數 井 哲 男
〃 大井町土田 2 丁目11の20 メディアス亀岡709号	數 井 保 博
〃 本梅町中野岩坂 3	中 村 俊 孝
〃 〃 〃 馬場坂12	中 村 昭 治
〃 宮前町猪倉森ノ下 9	太 田 正 輝
〃 〃 〃 谷田13	太 田 敬
〃 〃 宮川水谷12	柴 田 秀 孝

亀岡市宮前町宮川大端 9	面 田 貴 久
〃 〃 神前狭間37	森 康 平
〃 〃 〃 水口15	人 見 敬 久

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市本梅町平松河原垣内20	西 村 進
〃 宮前町宮川稲荷 2 の 2	岡 本 裕 治
〃 東本梅町赤熊西垣内49	日下部 雅 夫



宇治都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、宇治市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
3・6・5号八幡荘宇治線
削除する部分
宇治市小倉町神楽田、西浦及び山際並びに伊勢田町遊田及び毛語
- 2 縦覧場所
京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城北土木事務所
- 3 縦覧期間
令和 8 年10月 9 日から令和 8 年10月23日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年10月 9 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

南丹市八木町玉ノ井両ヶ谷 1 の 1、1 の 3、1 の 4、2 の 1、2 の 6 から 2 の 12まで、2 の 14、27の一部、29、29の 3、30の 1、30の 4、31、33、49の 1、49の 2 の一部、49の 3、49の 4、50の 1、52の 1、52の 2 の一部、52の 3、53から58まで、北沢33、34の 1、37、38、38の 5、40から42まで、43の 1、44の 1、45の 1、49から52まで、68から74まで、81

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市中京区堺町通御池上る扇屋町665
福島鯉株式会社

- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市宇治矢落82の 4、82の 6、82の 9 から82の 11まで、82の 13、82の 15の一部、82の 16の一部、99の一部、宇治若森59の 1
(関連区域)
宇治市宇治若森43の 3 の一部、44の 3 の一部、44の 5 の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市宇治矢落82の 3
井田 吉一